

家畜衛生情報

飼養衛生管理基準(鶏その他家きん)が改正されました

令和2年10月1日から改正された新たな飼養衛生管理基準(鶏その他家きん)が施行されます。(下記2及び6については猶予期間あり)
今後、家畜保健衛生所が各農場の立入等の際に、改正ポイントの説明や遵守状況を確認しますので、ご理解の上、基準の遵守をお願いします。

改正のポイント

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

1 家畜の所有者の責務を新設

- 家畜の所有者が本基準に規定された取組を確実に実施するよう義務化

2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設

- 農家ごとに必要な防疫体制の内容を示す「飼養衛生管理マニュアル」を作成(施行:R4年2月~)
※ 国からひな形が示された段階で、農家ごとに整備に向けた助言・指導を行います。

3 衛生管理区域の考え方を明確化

- 衛生管理区域とそれ以外の区域を明確に区分、出入口の数を必要最低限とし、家畜、資材等の入出場の場所は可能な限りその境界に位置するよう設定

4 衛生管理区域での猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼養禁止を新設

5 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

- 衛生管理区域に車両を入れる場合に、当該農場専用のフロアマット等の使用により交差汚染を防止する措置が必要

6 家きん舎以外の飼料保管庫、堆肥舎等への野鳥等の侵入防止措置を追加

(施行:R3年10月~)

7 衛生管理区域の整理整頓及び消毒の実施を新設

8 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施を新設

渡り鳥の飛来のシーズンが始まります!

野鳥において、8月に韓国、ロシアでそれぞれ低病原性鳥インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザが確認されています。

渡り鳥が本格的に飛来するシーズンを迎えるため、飼養衛生管理基準を遵守し、下記の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください!

- 同一鶏舎における1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上となった場合(明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ(青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっている場合

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232